

(2) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の概要と南丹市こども計画・代用計画について

○南丹市における乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の概要

●制度の概要

こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）は、令和 6 年 6 月に成立した「**子ども**・子育て支援法等の一部を改正する法律」により、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わずに時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度として創設されました。

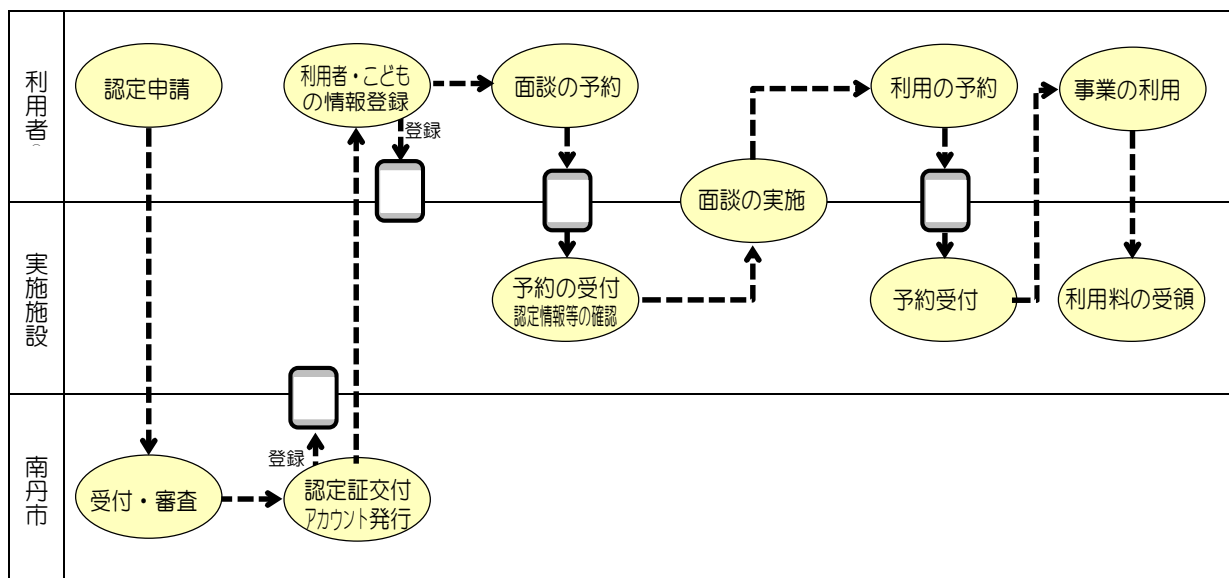
全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化することを目的としており、令和 8 年度からは「子ども・子育て支援法」に基づく新たな給付として全ての自治体で実施することとされています。

●南丹市における実施予定

当該事業の実施については、実施事業所の認可等の手続が必要なことから公立施設において令和 8 年 4 月から先行して事業開始し、民間施設については認可等の手続が完了次第、事業開始を予定しています。

実 施 施 設	・ 南丹市立ひよしこども園 南丹市日吉町保野田垣ノ内 11 番地 外
実 施 方 法	・ 余裕活用型 ※事業の実施方法は、保育所等の空き定員の枠を活用して受入れを行う「余裕活用型」と、定員を別に設け、在園児と合同又は占用室を設けて受入れを行う「一般型」に分けられます。 ※「余裕活用型」は保育所等の定員がいっぱいになった場合には、その施設での利用はできなくなります。
対 象 者	・ 0 歳 6 か月～満 3 歳未満で保育所等に通園していないこども ※就労要件がある保育所・認定こども園等の対象にならないこどもが対象となります。
実施日及び 実 施 時 間	・ 実施日：月曜日～金曜日の午前 9 時～正午、午後 1 時～4 時まで ※祝祭日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日は除く
利 用 時 間	・ 月 3 時間まで ※国基準では月 10 時間までですが、令和 8、9 年度については、3～10 時間までの範囲で市町村で定めることとされています。「南丹市こども計画」では令和 9 年度より 10 時間に引上げ実施を目指しています。
利 用 定 員	・ おおむね 3 人
利 用 料	1 時間あたり 3 0 0 円 ※国の実施要綱での標準額
利 用 方 法 (登録～ 予約まで)	①市への認定申請 ②利用施設への初回面談予約（国の総合支援システムを利用） ③利用施設との面談 ④利用施設への予約（国の総合支援システムを利用）

●登録から利用までの流れ



●令和８年度の実施予定・スケジュール

年月	内容	備考
令和８年３月	利用者登録に係るホームページでの案内 利用者登録開始、利用者面談	
４月	公立園通園開始	
５月	私立園への実施意向確認	私立園のスケジュールは 現状の目安で、今後の状況 により変更されます。
６月	私立園の認可等に係る例規の制定	
７月	子ども・子育て会議（認可確認に係る意見徴収）	
８月～９月	私立園の認可・確認申請受付、審査、決定	
９月	私立園利用者面談開始	
１０月	私立園通園開始	

こども誰でも 通園制度

こども誰でも通園制度とは？

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、
全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない
形での支援を強化するため創設された新たな通園制度です。

対象者

- ・ 保育所等に通っていない

0歳6ヶ月～満3歳未満が対象

利用方法

- ・ 月 10 時間の枠内で

時間単位で柔軟に利用可能



※利用時間は、市町村により異なる場合があります。詳細についてはお住まいの市区町村にお問い合わせください。

こども誰でも通園制度を利用すると……

こどもにとって

- ・家庭とは異なる経験や、地域に初めて出て行って家族以外の人と関わる機会が得られます
- ・こどもに対する関わりや遊びなどについて専門的な理解を持つ人がいる場での経験を通じて、ものや人への興味や関心が広がり、成長していくことができます
- ・年齢の近いこどもとの関わりにより、社会情緒的な発達を支えるなど成長発達に資する豊かな経験をもたらします

保護者にとって

- ・地域の様々な社会的資源（子育て支援等）につながる契機となり、これにより様々な情報や人とのつながりが広がり、保護者が子育てにおいてこうした社会的資源を活用しやすくなります
- ・専門的な知識や技術を持つ人と関わることにより、ほっとできたり、孤立感、不安感等の解消につながったりするとともに、月に一定時間でも、こどもと離れ時間を過ごすことで、育児に関する負担感の軽減につながります

一時預かりとの違い

一時預かり事業が、「保護者の立場からの必要性」に対応するものであるのに対して、こども誰でも通園制度は、保護者のために「預かる」ものではなく、家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて、こどもが成長していくように、こどもの育ちを応援することが主な目的です。

制度の詳細については、「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」をご確認ください。

→ [こども誰でも通園制度について](#) | こども家庭庁

利用の方法について

申請方法は市町村ごとに異なります。詳しくはお住いの市町村にお問い合わせください。

利用者による申請

市町村による認定

決定通知受理

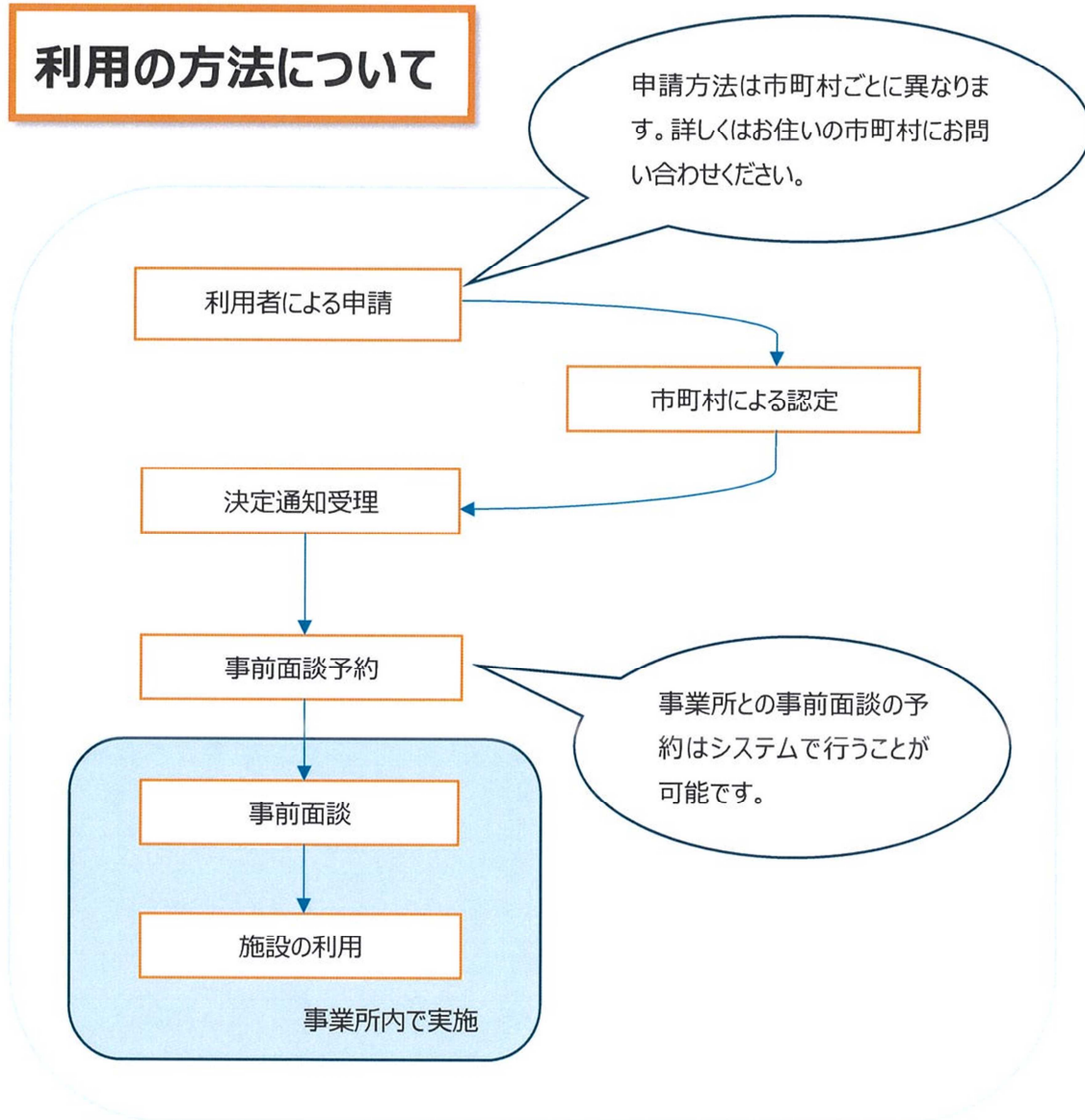
事前面談予約

事業所との事前面談の予約はシステムで行うことが可能です。

事前面談

施設の利用

事業所内で実施



○第三期市町村子ども・子育て支援事業計画（南丹市こども計画） 代用計画について

●代用計画作成に至る経過

- ・「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な方針」等の改正に伴い、「市町村子ども・子育て支援事業計画に次の基本的事項（必須記載事項）を位置づけることが規定されました。
- ・乳児等通園支援の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期
- ・乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項
- ・必要な事項を盛り込むことが困難な場合においては代替措置として代用計画を策定

●代用計画の概要

南丹市こども計画 134頁

【提供体制・確保の方策の考え方】

現行

試行期間である令和7(2025)年度までに具体的な確保策を確定します。令和8(2026)年度は、月の上限を3時間、令和9(2027)年度より10時間に引き上げます。

実施事業者は未就園の親子が日頃から利用している地域子育て支援拠点事業施設や、幼稚園の余裕教室、私立保育施設での実施を検討します。

代用

試行期間である令和7(2025)年度までに具体的な確保策を確定します。令和8(2026)年度は、月の上限を3時間、令和9(2027)年度より10時間に引き上げます。

~~実施事業者は未就園の親子が日頃から利用している地域子育て支援拠点事業施設や、幼稚園の余裕教室、私立保育施設での実施を検討します。~~

令和8年度からの子ども・子育て支援法に基づく新たな給付事業としての実施に伴い、本市においても利用ニーズの動向を踏まえながら、既存の教育・保育施設を活用した受け入れを行います。

地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受け入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備します。